

2 高保体第 859 号  
令和 2 年 12 月 15 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局  
保 健 体 育 課 長  
高 等 学 校 課 長  
特 別 支 援 教 育 課 長  
（ 公 印 省 略 ）

高知県における新型コロナウイルス感染拡大に伴う県立学校の対応について  
（令和 2 年 12 月 15 日時点）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、標題の件について、県立学校に対して別添（写し）のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

【担当】	高知県教育委員会事務局
保健体育課	小谷、中内（088-821-4900）
高等学校課	山中、岩河（088-821-4907）
特別支援教育課	濱口、吉井（088-821-4741）



2 高保体第 859 号  
令和 2 年 12 月 15 日

各県立学校長 様

保健体育課長  
高等学校課長  
特別支援教育課長

高知県における新型コロナウイルス感染拡大に伴う県立学校の対応について  
(令和 2 年 12 月 15 日時点)

日頃は、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきありがとうございます。

現在、高知県においては直近 1 週間 (12/7~12/13) の感染者が 1 2 4 名 (感染経路不明 6 5 名) となっており、一部の保健所管内だけではなく高知県全域に感染が見られる非常に厳しい状況になってきています。このような状況であっても、児童生徒の学校での学びを止めることなく、継続していかねばならないと考えています。

つきましては、県立学校における教育活動全般について、下記のとおりとしますので、教職員・児童生徒の協力のもと、学校現場からの感染拡大を起こさないように、文部科学省が示す衛生管理マニュアル (2020. 12. 3 Ver. 5) に基づいた取組の徹底をお願いします。

## 記

### 1 各教科等について

各教科等の活動については、衛生管理マニュアル (P48~) に示されている **【レベル 3】に準じた取組として、別紙 1** に基づいた対応をお願いします。

### 2 部活動について

(1) 令和 2 年 12 月 9 日付け 2 高保体第 839 号の通知による期間を **令和 3 年 1 月 7 日 (木) まで延長** します (**別紙 2**)。

	区分	練習時間	練習試合等
高知市内の県立学校	Ⅱ 部活動 (一部制限)	平日 1 時間・休日 1 時間	<b>練習試合等は禁止</b>
高知市以外の県立学校	Ⅲ 部活動 (一部制限)	平日 2 時間・休日 3 時間	

**※なお、全ての県立学校において、県内外における練習試合等は行わないこと。**

ただし、この期間に開催が予定されている公式戦等への出場については、学校長の判断により参加人数を制限するなど、感染防止対策を徹底することにより認めることとします。

(2) 年末年始の休日 (12 月 29 日 (火) ~ 1 月 3 日 (日)) は、行わないこと。

(3) 1 月 8 日 (金) 以降の対応については、1 月 5 日 (火) までに通知します。

(4) 指導の際、教員等は必ずマスクを着用すること。また、生徒についても活動内容等を工夫し、可能な限りマスクを着用させるようにすること。

### 3 食事における注意点について

衛生管理マニュアルにも示されているように、学校給食を提供する場合、お弁当の持参、食堂の利用など様々な形態があると思われませんが、共通して、食事を取るときの飛沫を考慮した席の工夫や、距離がとれなければ会話を控える、食事後の歓談時には必ずマスクを着用することなど、児童生徒及び教職員への徹底をお願いします。

### 4 学校外での感染症対策の徹底について

多数の人が集まる公共の場所や公共交通機関を利用する際にも、マナーとしてマスクの着用を心掛けるよう児童生徒等や教職員に再度徹底をお願いします。

### 5 寮、寄宿舎における対応について

衛生管理マニュアル（P67～69）に示されている**別紙3**に基づいた対応をお願いします。

年末年始の帰省中においても、マスクの着用や手洗い等の基本的な感染症対策の徹底や、検温等の体調管理を徹底するよう指導してください。

### 6 冬季休業中のコロナ対応について

学校において感染者が発生した場合の連絡体制を再度事前に確認しておくこと。

年末年始の休日（12/29～1/3）においても、連絡を受ける体制について検討しておくこと。

【担当】 高知県教育委員会事務局

保健体育課 小谷、中内（088-821-4900）

高等学校課 山中、岩河（088-821-4907）

特別支援教育課 濱口、吉井（088-821-4741）

### 第 3 章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」抜粋 (P48)

#### 【レベル 3 地域】

下記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

#### 1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方（区分）

（学校において感染者を出さない、生徒を守る）

県教委の考え方	
IV	直近7日間において感染者が確認されていない ○開校
III	直近7日間において感染者が、3日に1度程度の確認に収まっている ○開校
II	直近7日間において感染者が、2日に1度程度の確認に収まっている ○開校
I	直近7日間において感染者が、日々連続して確認されている ○開校 ●休業

部活動の考え方	
IV	☆部活動（通常） ・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・時間を延長する場合には、新たに保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする なお、活動中における生徒の健康管理や新型コロナウイルス感染症防止対策について、 <b>顧問はより一層の注意を払うこととする</b>
III	<b>高知市以外</b> ☆部活動（一部制限） ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は <b>慎重に検討する</b> ・県内における練習試合・公式戦への参加は、状況により <b>慎重に検討する</b>
II	<b>高知市内</b> ☆部活動（一部制限） ・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は <b>行わない</b> ・県内における練習試合・公式戦へは <b>参加しない</b>
I	★部活動（禁止） ・学校や公共施設での活動は <b>不可とする</b> ・各自が自宅で自主練習とする



◆三密の回避  
（密閉・密集・密接）



◆感染症対策の3つのポイント  
・感染源を絶つこと  
・感染経路を絶つこと  
・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 生徒の怪我防止  
（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、自宅で休養
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼気が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける
- マスクの着用（移動時、活動以外時等）

\* 各福祉保健所管内の感染状況を踏まえて判断

\* 部活動ガイドラインに準拠した活動とする。

\* 県外遠征（県の自粛要請の解除及び、行き先の自治体の感染状況を踏まえ校長が判断する）

\* 原則として上表のとおりとするが、活動内容の制限については、生活圏等における感染状況によって学校が判断できることとする。なお、個別に判断する際は、部活動の実施は学校が開校している場合に限る。



高知市保健所	幡多福祉保健所	須崎福祉保健所	中央東福祉保健所	中央西福祉保健所	安芸福祉保健所
高知市	宿毛市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村	須崎市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町	南国市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村

\* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等が示す方針や通知を踏まえ対応する。

## 第 6 章 寮や寄宿舎における感染症対策

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」抜粋（P67～69）

寮や寄宿舎は児童生徒が集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいと考えられます。学校の設置者及び寮、寄宿舎の運営に関わる関係者は、寮内での感染拡大は起こりうるものと想定し、共同生活を通じた教育的意義にも配慮しつつ、平時から健康管理や感染症対策、感染者発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意をしておく必要があります。

### 1 居室における感染症対策

- ・居室は定期的に窓を開けて換気を行う。
- ・居室を 2 人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避ける。
- ・自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用する。

### 2 共用スペースにおける感染対策（基本的な考え方）

- ・飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスクを着用する。
- ・換気をこまめに行う。窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作る。
- ・施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるようにする。
- ・地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況などに応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討する。

#### 1) 食堂

- ・食堂の使用前後に手洗いを行う。
- ・食卓は座席の間隔をあける。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的にわかるようにすることが望ましい。
- ・向かい合って着席しないように座席を配置する。
- ・大声での会話を控えるように指導する。
- ・ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、以下の点に留意する。
  - ①料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うこと
  - ②マスクを着用すること
  - ③料理のそばでは会話を控えること

- ・食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒する。

## 2) 浴室

- ・脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意する。
- ・浴槽の使用にリスクはないため、使用自体を制限する必要はない。
- ・浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒する。

## 3) トイレ

- ・使用後は必ず流水・石けんでの手洗いをを行い、手を拭くタオルは共用としない。個人のタオルや、ペーパータオルを使用する。
- ・定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒する。

## 4) その他

- ・その他の共用設備(給水機、自動販売機など)や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的な(1日数回)消毒を行うようにする。この場合、生徒等が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫が考えられる。
- ・清掃を生徒等が行う場合は、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにする。

## 3 その他の平時の対策

- ・管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管する。
- ・発熱や体調不良があるものは居室内(可能なら個室)に隔離する。ただし、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合※、「4. 新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した時の対応」に示す対応を行う。  
※発熱や体調不良があり、さらに当該生徒等に新型コロナウイルス感染症の感染機会があったと想定されるもの(「疑い例」という。)であり、例えば、以下のような場合が考えられます。流行地がどこか、また居住地での発生状況について判断が困難な場合は、学校医や保健所に相談してください。  
→直近2週間以内に新型コロナウイルス感染症の流行地での行動歴や、新型コロナウイルス感染症と確定された者または疑われた者との接触歴がある
- ・発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮にすぐに症状がおさまったとしても、主要症状(発熱や咳など)が消退した後2日を経過するまで、個室等に確保し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととする。また、体調不良者が同時に複数名以上(例えば3名以上)発生した場合には、学校医又は医療機関に相談する。
- ・手指衛生は石けんと流水での手洗いを基本とし、手洗いが困難な場合は、アルコール70%以上(入手困難な場合は60%以上)を使用する。

- ・物品の消毒は、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、学校薬剤師等と連携することも重要である。
- ・リネン類や衣類の洗濯は通常の洗剤を用いて行う。

#### 4 新型コロナウイルス感染症疑い例※が発生した時の対応

疑い例が寮、寄宿舍内で発生した場合、「3. その他の平時の対策」に加え、以下の対応を行う。

- ・濃厚接触者を減らす目的で、個室に隔離を行う。
- ・個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努める。1 m以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導する。
- ・疑い例はできる限り共用スペースを使用しないようにし、使用する場合はほかの居住者と使用時間をさけ、疑い例の使用前後に当該物品の消毒を行う。